

香川県無電柱化推進計画

令和5年3月

(令和8年2月改訂)

香川県

はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すおそれがあるなど、種々の危険がある。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下「無電柱化法」という。）」が平成 28 年に成立、施行された。

無電柱化法第 8 条においては、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県無電柱化推進計画の策定を都道府県の努力義務として規定している。

本県においても、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めた「香川県無電柱化推進計画」を平成 31 年 3 月に策定し、計画的に推進してきた。

こうした中、国の四国地区無電柱化推進計画が一部変更となったことから、これを基本として無電柱化を一層推進するべく、今回、「香川県無電柱化推進計画」を改訂するものである。

第1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1. 香川県における無電柱化の現状

香川県における無電柱化は、関係者の協力の下、電線共同溝の整備や電線管理者が実施する単独地中化方式による地中化が進められており、令和3年度末時点で約250kmの無電柱化（トンネルや橋長50m以上の橋梁・高架、ボックスカルバートの区間を含む。）が完了している。これは香川県にある道路の約1.2%に相当する。また、香川県内には一般国道11号を始めとする緊急輸送道路が942.6kmあり、そのうち県管理道路（臨港道路は除く）が586.4kmあるものの、その無電柱化率は約3.2%に留まっている。

そのほか、こんぴらさんや栗林公園等に代表される主要な観光地周辺においては、電柱・電線が歴史的な景観や風情を損ねており、無電柱化による良好な景観の形成が望まれている。

2. 今後の無電柱化の取組姿勢

本計画においても前計画と同様に防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化の必要な道路において強力に推進していく必要がある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。」という無電柱化法第2条の理念の下、県民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により香川県の魅力あふれる美しいまちなみを形成し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進することとする。

3. 無電柱化の手法

以下の構造及び手法により、無電柱化を実施する。事業手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

①無電柱化の構造

a) 管路直接埋設構造

ケーブルを収容する管路と分岐器等を収容する特殊部により地中化する方式。

b) 小型ボックス構造

管路の代わりに小型化したボックス内に複数のケーブルを収容し埋設する方式。

c) ケーブル直接埋設構造

ケーブルを地中に直接埋設する方式。

d) 屋側配線

建物の軒等を活用して電線類の配線を行う方式。

e) 迂回配線

表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱、電線等を移設する方式。

なお、地上機器の設置により、十分な歩道幅員の確保が困難である場合等には、地域の実情に応じて柱状型機器の活用も選択肢とする。

②事業手法

a) 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝等の整備を進める。電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式、角型多条電線管等の採用を検討するほか、地上機器の設置により、十分な歩道幅員の確保が困難である場合等には、地域の実情に応じて柱状型機器の活用も検討する。

b) 単独地中化方式

無電柱化の必要性の高い道路は、電線共同溝の整備を優先して実施するが、参画する電線管理者が1者しか存在しないなど、電線共同溝方式による整備が困難な場合は、道路管理者と電線管理者が単独地中化方式について協議するとともに、実施に際しては、地域住民等の合意形成等無電柱化の円滑な実現のため、相互に連携を図る。

c) 屋側配線方式・迂回配線方式

沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストで無電柱化が実施可能な屋側配線方式や迂回配線方式による整備を進める。

d) 道路事業に合わせた無電柱化

無電柱化法第12条に基づき、道路事業等が実施される際に、電線管理者に無電柱化を実施するよう要請する。県においては、無電柱化を実施しやすいよう施工時期等の調整が適切に実施されるよう協力する。

上記 a) から d) の事業手法の他、管路設備を地方公共団体が整備し、残りを電線管理者が整備する自治体管路方式や、要請者が整備する要請者負担方式がある。

第2 無電柱化推進計画の期間

2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とする。

第3 無電柱化の推進に関する目標

現在（令和7年12月末時点）、香川県内において電線共同溝等の整備により無電柱化が完了している道路延長は、52.34 kmあり、事業を行っている道路延長は31.23 kmである。

2027年度までに、5.4 kmの無電柱化事業に着手する。

1. 無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。そのため、市街地の幹線道路について、引き続き整備を推進するとともに、以下の道路について、優先的に無電柱化を推進する道路として、取組みを進める。

なお、国道等のうち香川県が管理しない道路については、当該道路管理者に協力を要請する。

①防災

近年の台風による倒木や飛来物起因の電柱倒壊等を踏まえ、災害時の被害の防止を図るため、人口集中地区（D I D）内の一般国道11号や主要地方道中徳三谷高松線、さぬき浜街道等の第1次緊急輸送道路において、道路管理者である国や市町の協力を得つつ、無電柱化を推進する。また、人口集中地区（D I D）内にある防災拠点とのアクセス道路及び緊急輸送道路についても、無電柱化を推進する。

②安全・円滑な交通確保

バリアフリー基本構想に位置付けられた重点整備地区や、国土交通大臣が指定した特定道路において、バリアフリー化等に合わせて無電柱化を推進する。また、事故、ヒヤリハットの多い通学路において、地域住民等関係者の合意が得られた区間から、無電柱化を推進する。

③景観形成・観光振興

良好な景観や住環境の形成、歴史的町並みの保全、観光振興、地域文化の復興等に資する箇所については、幹線道路だけでなく、面的に整備を推進するとともに、香川県における主要観光地である栗林公園や琴平、直島などにおいて、無電柱化を推進する。

【別表1】優先的に無電柱化する路線

	路線名称	事業主体	区間	整備延長	選定理由
整備中	国道11号	国	高松市 高松町	2.40	第1次緊急輸送道路
	国道11号	国	高松市 牟礼町	2.00	第1次緊急輸送道路
	国道11号	国	高松市 林町	5.90	第1次緊急輸送道路
	国道11号	国	三豊市 観音寺市	3.80	第1次緊急輸送道路
	主要地方道 高松善通寺線	香川県	高松市 宮脇町	1.20	第2次緊急輸送道路
	主要地方道 中徳三谷高松線	香川県	高松市 林町	4.40	第1次緊急輸送道路
	一般県道 高松港栗林公園線	香川県	高松市 栗林町	0.70	観光振興 通学路
	一般県道 高松香川線	香川県	高松市 栗林町	0.20	観光振興 通学路
	一般県道 川東高松線	香川県	高松市 亀岡町	0.50	道路事業等に併せた無電柱化
	一般県道 高松東港線	香川県	高松市 福岡町	1.10	第1次緊急輸送道路
	主要地方道 中徳三谷高松線	香川県	高松市 木太町	2.00	第1次緊急輸送道路
	一般県道 牟礼中新線	香川県	高松市 観光町	1.84	第2次緊急輸送道路
	主要地方道 丸亀詫間豊浜線 高松善通寺線	香川県	丸亀市 城西町	1.05	第2次緊急輸送道路 バリアフリー
	一般県道 琴平停車場琴平公園線	香川県	琴平町	0.60	第2次緊急輸送道路 観光振興
	高松市道 魚屋町栗林線	高松市	高松市 丸の内	0.30	バリアフリー

	高松市道 高松海岸線	高松市	高松市 福岡町	1.20	第1次緊急輸送 道路 バリアフリー
	高松市道 魚屋町栗林線	高松市	高松市 北浜町	0.70	バリアフリー
	高松市道 木太鬼無線	高松市	高松市 伏石町	1.34	道路事業等に併 せた無電柱化
合 計				31.23	

	路線名称	事業主体	区間	整備延長	選定理由
2 0 2 7 年 度 ま で に 着 手	国道11号	国	高松市 上天神町	2.00	第1次緊急輸送 道路
	一般県道 川津丸亀線	香川県	宇多津町	1.10	第1次緊急輸送 道路
	一般県道 北風戸積浦線	香川県	直島町	0.70	第2次緊急輸送 道路 観光振興
	高松市道 香西郷東線	高松市	高松市 香西東町	1.28	道路事業等に併 せた無電柱化
	高松市道 香西5号線	高松市	高松市 香西東町	0.32	道路事業等に併 せた無電柱化
合 計				5.40	

第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずる施策

無電柱化の着実な推進を図るため、以下の様々な具体施策を総合的かつ計画的に講ずる。

1. 新設及び既設電柱の占用制限措置の実施

国は、防災の観点から国が管理する緊急輸送道路において、道路法第37条第1項の規定に基づき、新設電柱の占用を制限する措置を平成28年4月に実施し、香川県においても平成30年4月に県が管理する緊急輸送道路において新設電柱の占用を制限する措置を実施していることから、県内の緊急輸送道路が一体となって効果が発揮できるよう、緊急輸送道路を管理している未実施の市町に対し、当該措置の普及を促進する。

また、国において進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置、沿道区域における届出・勧告制度の実施について、国や他自治体の動向を踏まえ検討する。

2. 道路事業等と併せた無電柱化の実施

無電柱化法第12条に基づき、道路事業（道路の維持に関するものを除く。）や市街地開発事業その他これらに類する事業（以下、「道路事業等」という。）を実施する際に、技術上困難と認められる場所以外は、道路における新たな電柱の設置が禁止されることから、当該道路事業等の実施の状況を踏まえつつ、道路事業等と併せた効率的な無電柱化を推進するよう努める。

3. コスト縮減の推進

国、県、市町の道路管理者は関係者と連携し、計画、設計、工事等の各段階において以下の取組を進め、コスト縮減に取り組む。

1) 多様な整備手法の活用

効率的に無電柱化を推進するため、地中化以外の手法である屋側配線や迂回配線も含め、地域の協力を得て推進する。

地中化により無電柱化を実施する場合は、収容する電線類の量や地域における需要変動の見込み、道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コストである浅層埋設や小型ボックス構造、角型多条電線管等、様々な手法を比較し、現場に応じた最適な手法によりコスト縮減を図る。

また、昼間工事の拡大、仮埋め戻しが不要又は低コストとなるよう施工方法や仮設の工夫を検討し、実施する。

2) 低コスト手法の普及拡大

「低コスト手法の手引き」や「電線共同溝整備マニュアル(案)」等を活用し、コスト縮減に努める。

4. 事業のスピードアップ

電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

また、各工事の同時施工や事業調整の円滑化、民間技術の活用等により、事業期間を短縮するための取り組みを検討する。

5. 財政的措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を継続する。

6. メンテナンス・点検及び維持管理

近年の激甚化する災害を踏まえ、災害に強い施設、設備のあり方について検討を進めるとともに、施設の健全性を維持していくことが必要であることから、電線共同溝施設の適切な維持管理を図る。

7. 関係者間の連携の強化

1) 推進体制

道路管理者、電線管理者等からなる四国地区無電柱化協議会香川地方部会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や屋側配線・迂回配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。

2) 工事・設備の連携

道路事業等を実施する際、当該事業の事業者は、電線管理者が新設電柱の設置の抑制、既設電柱の撤去を行うことができるよう、事業に関する情報を適切に共有するとともに、電線類を収容する空間、地上機器の設置場所、工事の時期等について電線管理者との調整に努める。

また、県の管理する道路において無電柱化事業を実施する際に、ガス、水道等の地下埋設物の工事等の予定がある場合、道路工事調整会議等の関係者が集まる場を活用し、工事が効率的に行えるよう工程等の調整を積極的に行う。

3) 民地等の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

4) 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

第5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1. 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する国民の理解と関心を深め、無電柱化に国民の協力が得られるよう、「無電柱化の日」（毎年11月10日）を活かしたイベントを実施するなど、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

2. 無電柱化情報の共有

国と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、香川県の取組みについて国や他の地方公共団体との共有を図る。

